

区分・種別	県指定有形文化財(建造物)		
名 称	みょうせんじじぞうどう 妙泉寺地蔵堂		
所 在 地	八幡浜市谷		
所 有 者	宗教法人妙泉寺	管 理 団 体	
指定年月日	令和7年2月18日		
解 説	妙泉寺地蔵堂は方三間、宝形造、棧瓦葺の小堂である。 地蔵堂と内部の須弥壇については、細部様式及び部材の劣化状況から、15世紀後期に建立されたものと想定される。また、墨書銘が後入れされた須弥壇の旧上框が残されており、それによると須弥壇上に安置される厨子については、永正4年(1507)ごろの造立とされる。 地蔵堂は、組物を詰組とし、柱に粽を付ける点から唐様の影響を強く受けていることが分かる。須弥壇及び厨子についても同じく唐様のもので、特に厨子については著しい独自性が認められ旧上框の墨書銘から、正式な工匠の作ではなく、当時の住職である狐圓祖充の作と考えられる。 地蔵堂は後世の修理による改造が見られるものの、組物は当初材であり当時最先端の唐様を積極的に取り入れた正統な唐様仏堂である。南予における中世の建築文化を示すものとして、愛媛県の建築史上重要な文化財である。		

